

PCB廃棄物の処理期限間近！(残り1年を切っています)

- PCB廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 2021(令和3)年4月1日で、高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー等)の処理期限まで残り1年(安定器は残り2年)を切りました。
- 事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

■ PCBが使用された代表的な電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年(1972年)に製造、使用等が禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

【その他の電気機器等】

- ・ 上記の電気機器のほか、X線装置や溶接機等の非自家用電気工作物内のコンデンサーについてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在が明らかになっています。

【使用された機器の例】 **X線装置(医療用・工業用)、溶接機、エレベーター制御盤**

- ・ これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。



(例)溶接機

【参考】PCB含有の有無の判別方法

- **高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】**
昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認
- **高濃度PCB廃棄物【安定器】**
昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板等により確認
- **低濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】**
製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

■ PCB廃棄物の処分期間

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】 : **2022(令和4)年3月31日まで**
- 高濃度PCB廃棄物【安定器等】 : **2023(令和5)年3月31日まで**
- 低濃度PCB廃棄物 : **2027(令和9)年3月31日まで**

期限まで1年を切っています!

期限まで2年を切っています!

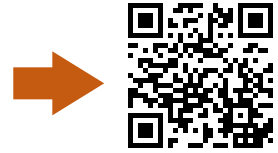
※ 高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。(低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。)

※ **処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります(地方自治体を含む)。**さらに、**処理施設が閉鎖され、実質的に処分できなくなることで、永久に保管しなければならなくなる可能性も…**

裏面もご覧ください

■ PCB廃棄物の処分先

- 高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(ジェスコ)
(登録担当窓口 TEL:03-5765-1935)
- 低濃度PCB廃棄物 → 無害化処理認定施設 または 許可施設
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
(環境省ホームページ)



■ 高濃度PCB廃棄物の処理費用に対する負担軽減制度

中小企業者及び個人等が高濃度PCB廃棄物を処分する際は、収集運搬費用及びJESCOでの処分費用の負担軽減制度があります！

【制度の対象と軽減率】

中小企業者 ⇒ 軽減率 70%
個人 ⇒ 軽減率 95%

詳しくは、JESCOホームページをご確認ください
https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

JESCO中小軽減担当窓口 TEL:0120-808-534



■ PCB廃棄物の発見事例について

PCBを含有する代表的な機器には、変圧器、コンデンサー、業務用照明器具の安定器などがありますが、通常使用されている場所のほか、見落とされやすい以下のような場所からの発見事例が報告されていますので、隅々まで徹底した調査を行うことが重要です。

普段立ち入らないような場所が要注意！

◀PCB含有機器の発見事例▶

- ・高圧受電設備(キュービクル)
- ・使用していない機械室
- ・資材倉庫
- ・外灯やエレベーターの照明
- ・電気室内の空きスペース
- ・工場の壁際(資材の陰に隠れていた)
- ・溶接機やX線発生装置の内部
- ・天井裏や工場の梁上(安定器の残置)

その他の発見事例はこちらをご覧ください
<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/index.html>
(千葉県庁ホームページ)



放置されたキュービクル



X線装置



資材に隠れていたコンデンサー



■ PCB廃棄物を確認したら

行政への届出や、専門の処分業者との契約が必要です。
まずは以下の行政機関にご連絡をお願いします。

- ・千葉市、船橋市、柏市 ⇒ 各市の産業廃棄物担当課
- ・上記以外の地域 ⇒ 千葉県環境生活部廃棄物指導課 指導企画班
(TEL:043-223-2757)

その他、疑問点や不明点は上記の行政機関にお問い合わせください